

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

物件番号	施設名称及び所在地	設置場所	貸付面積(目安)	台数	販売品目	最低貸付料(円/年)	施設所管課
R5-1	深谷市消防本部・深谷消防署 深谷市上敷免858	1階 消防防災展示 コーナー	1.2 m ²	1台	菓子及び清涼飲料水等	36,000	消防総務課

※設置場所は、別紙1「自動販売機設置場所配置図」を参照すること。

※貸付面積には放熱余地・転倒防止鉄板・回収ボックス設置部分を含む。

※貸付面積は目安であるため、応募前に必ず設置場所を確認すること。

※設置施設の1階に清涼飲料水の自動販売機が4台設置されている。

※施設内に設置する自動販売機の販売実績は、別紙2「販売実績一覧」を参照すること。（本物件については新規設置であるため、販売実績なし。）

2 貸付期間

令和6年1月4日から令和12年3月31日まで（更新なし）。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

（1）大きさ及びデザイン

- ① 大きさ 貸付面積の範囲内で高さはおよそ2000mm以内とする。
- ② デザイン（外観色を含む。） 周辺環境に配慮したものとする。

（2）環境対策

- ① 省エネ 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
- ② 低GWP冷媒機 地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素、炭化水素、又はハイドロフルオロオレフィン等を冷媒として採用した機種とする。ただし、販売品目（紙パック等）により、これらの機種がない場合はこの限りでない。

（3）安全対策

- ① 転倒防止 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 食品衛生 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③ 防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（4）使用済み容器の回収

- ① 回収ボックスの設置 原則として自動販売機1台につき、1個以上自動

販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

ウ その他 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記する。

4 販売商品の種類等

(1) 種類 菓子及び清涼飲料水等とする。（酒類、コーヒー類を除く。）設置場所がキッズスペース隣であるため、乳幼児及び児童が嗜好する品目を多く含むこと。また、販売する品目は、施設所管課と協議すること。

(2) 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

5 貸付料

建物内に設置となるため、年額貸付料は、賃貸借料提案書に記載された金額に、消費税及び地方消費税として100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、消費税額に変更があった場合は、相当の額を加算した額とする。

6 電気料

メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）は、設置事業者が自ら設置することとする。

なお、電気使用量は、市が計測し、当該計測により算出した料金を設置事業者が市に納入することとする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

(2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置事業者が負担する。

なお、設置にあたっては各施設所管課の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して施設所管課の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

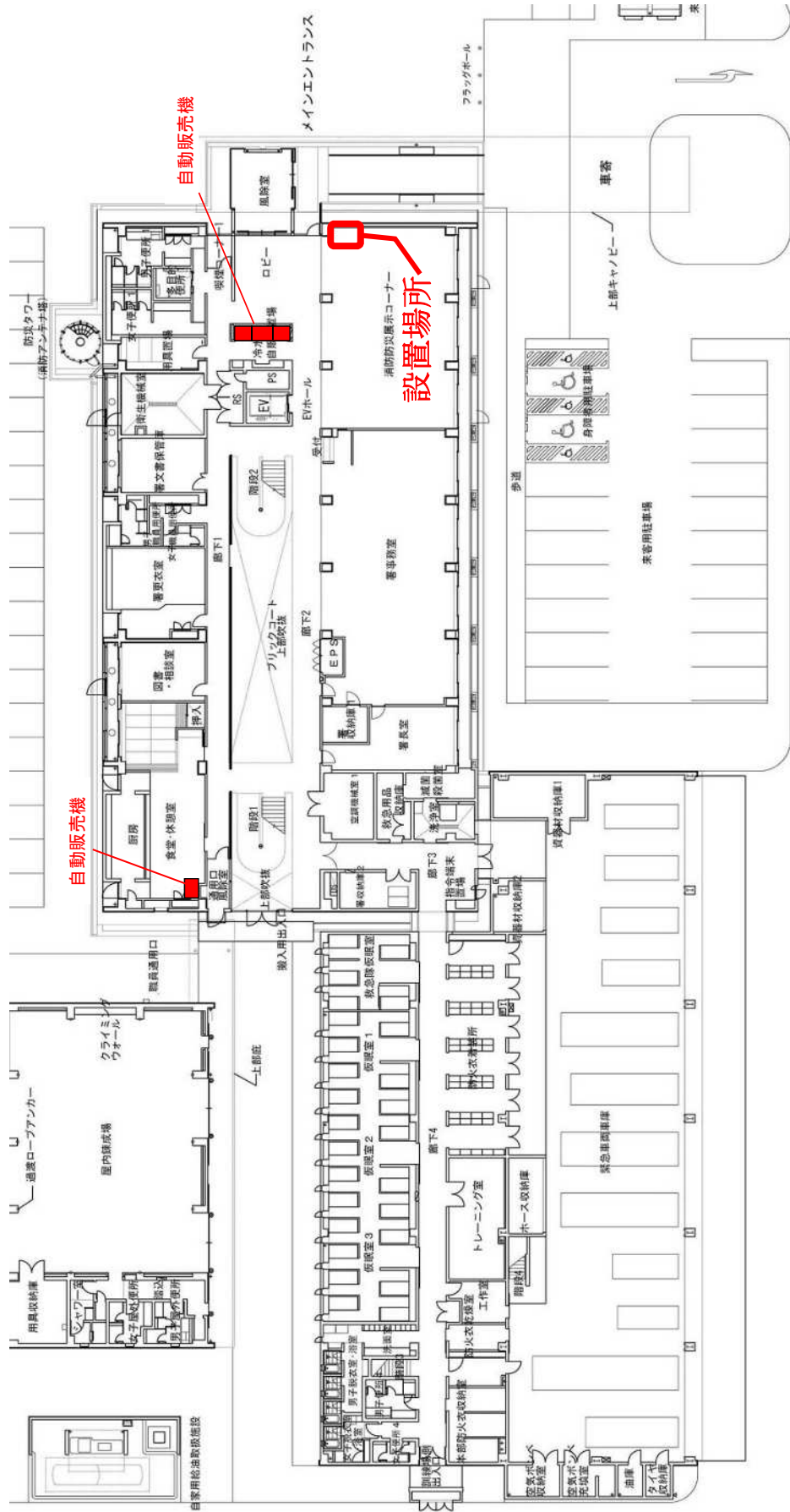
深谷市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 深谷市の責に帰することが明らかな場合を除き、市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

自動販売機設置場所配置図

【深谷市消防本部・深谷消防署】



販売実績一覧

No.	施設名称	設置場所	令和3年度 販売実績 (本/年)	令和4年度 販売実績 (本/年)
1	深谷市消防本部・深谷消防署	ロビー	2,158	2,371
2	深谷市消防本部・深谷消防署	ロビー	2,122	2,018
3	深谷市消防本部・深谷消防署	ロビー	1,572	1,790
4	深谷市消防本部・深谷消防署	食堂・休憩室	7,421	7,389